

# ピックアップ 市政情報

現況届を忘れると  
児童手当が

受けられなくなります

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。(5月以降に「新規認定請求書」を提出した方は不要) この現況届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりません。

現況届の手続きが必要となる方には届出用紙を送付してありますので、まだ手続きをされていない方は、必要事項を記入の上、必要書類を添付して提出してください。

◎問い合わせ:

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

または各支所地域振興課



## 二本松の提灯祭り

### 露店出店者募集

提灯祭りの露店出店者を募集します。手作りの露店を出店して、お祭りを盛り上げてみませんか。

出店期間

10月4日(火)～6日(木)

出店場所

- ・松岡・若宮通り
- ・駅前通り
- ・竹田・根崎通り

出店料

- ・一区画13,000円(道路使用申請料、設備運営費等)
- ・テントは、一張3,000円でお貸しします。
- ・200Wを超える電気使用料と、食品取扱申請料は別途料金となります。

※詳しくは、出店説明会(9月中旬に開催予定)で説明します。

※一区画は、間口3・0m以内、奥行2・7m程度です。

出店資格

暴力団関係者以外の方

申込期間

7月20日(水)～

8月5日(金)

※申込多数の場合は、出店を

見合わせていただく場合があります。

◎問い合わせ・申込先:

生活環境課市民生活係

☎(55)5102

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請を忘れずに

申請書が送付されている方は、忘れずに申請してください。

申請期限 8月10日(水)

対象者

平成27年度分の住民税(市県民税)が課税されていない方など

申請方法等

対象となる可能性のある方へは、申請書を発送していただきます。

※平成26年中の所得の状況が不明である方については、申請書を発送してまいります。

◎問い合わせ:

臨時福祉給付金窓口

☎(22)5166

## 二本松少年隊

### 顕彰祭・墓前祭

戊辰戦争でふるさとを守るため若い命を散らした二本松少年隊をしのび、「二本松少年隊顕彰祭・墓前祭」が開催されます。

顕彰祭

日時 7月28日(木)

午前10時

場所

県立霞ヶ城公園千人溜

※雨天時は二本松北小体育館



墓前祭

日時 7月29日(金)

午前10時

場所 大隣寺

◎問い合わせ:

二本松少年隊顕彰会事務局

(観光課内)

☎(55)5122

## 二本松城跡第二十三次 発掘調査を実施しています

城跡中腹にある本坂御殿(通称・姫御殿、観光会館)の石垣とその南側の駐車場(旧霞ヶ城会館)を調査しています。

今回の調査では、埋没した石垣や江戸時代の「大手道」の場所や規模が明らかになることが期待されています。

現地説明会(予定)

7月9日(土)

午後1時30分～

※調査は7月中旬までの予定です。



▲昨年の現地説明会の様子

◎問い合わせ:

文化課文化振興係

☎(55)5154

# 赤ちゃんの駅



▲テント(幅=240cm、奥行=240cm、高さ=149~181cm)

運動会や子育て関連イベント、各種観  
光行事、お祭りなどを開催する団体に、  
折り畳み式のテントやおむつ交換台、  
授乳用の椅子などをセットにした「移動  
式赤ちゃんの駅」を貸し出します。  
乳幼児をお連れのご家族が安心して参  
加できる環境づくりにお役立てください。

**貸出料** 無料  
※貸し出しを受けるためには、事  
前に申請が必要となります。  
※重複する期間中に在庫数を上回  
る貸し出し申請があった場合は、  
受け付けが早い方を優先します。

**貸出期間** 最大7日間

- 貸出物品**(在庫は2セット)
- ・テント(高さ5段階調節可)
  - ・ウエイト(注水式)
  - ・おむつ交換台(折り畳み式)
  - ・授乳用椅子(折り畳み式)
  - ・マット(4枚組)

**貸出対象** 市内で乳幼児連れの親  
子が参加することのできるイベ  
ントを主催する団体など



## ～結婚新生活支援事業～

# 敷金・礼金・引っ越し費用 を助成します

経済的理由で結婚に踏み出せない方を支援するため、  
次の要件を全て満たす方を対象に住居費等を助成します

### 支給対象者

平成28年7月1日から平成29年3月20日までの期間に  
婚姻届を提出し、新たに市内の民間賃貸住宅を借りる方

### 支給対象要件

- ・市内に住民登録がされ、生活の本拠も本市であること
- ・どちらか一方の年齢が40歳未満であること
- ・夫婦所得の合算が300万円未満であること

※この他、納税要件等があります。

※平成29年3月31日までに申請書を提出してください。

### 助成対象費用

- ・民間賃貸住宅の賃貸借契約の締結に伴い支払う  
敷金、礼金
- ・運送業者等に支払う引っ越し費用



### 助成金の額

助成対象費用の合計額(上限18万円)

### 必用書類

- ・支給申請書
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・平成27年分の所得が分かる書類
- ・納税証明書
- ・民間賃貸住宅の契約書の写し
- ・各種領収書



「赤ちゃんの駅」 「敷金・礼金・引っ越し費用助成」

◎問い合わせ…子育て支援課子ども家庭係 ☎(55)5094

7月10日(日)

# 参議院議員通常選挙投票日

将来を担う若い世代の声を政治に取り入れるため、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。

私たちの声を国政に生かす大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

公示日 6月22日(水)  
選挙期日 7月10日(日)  
投票時間 午前7時～午後6時

## 投票の種類

### 福島県選挙区選挙

福島県の区域を単位として設置された選挙区において、候補者1人の氏名を有権者が投票用紙に自書する方法で行います。改選される議員の数は1人となります。

### 比例代表選挙

### (非拘束名簿式比例代表制)

全国一つの選挙区を単位として政党等が届け出た名簿に登録された候補者の中から、氏名または政党等の名称を投票用紙に自書する方法で行います。

## 投票の方法

投票日には、入場券を持参し、入場券に記載してある投票所で投票してください。入場券は公示日以降、世帯ごとにお送りします。

※入場券が届かないまたは紛失した場合、入場券を再発行します。

### 投票できる人

- ・平成10年7月11日までに生まれた人
- ・平成28年3月21日以前から市民またはこの日までに転入届を出した人
- ・日本国民である人

## 期日前投票

投票日当日、仕事やレジャー等のため投票所に行けない方は期日前投票ができます。ただし、期日前投票を行う時点で満18歳未満の方は期日前投票ができません。

### 期間

6月23日(木)～  
7月9日(土)

### 時間

午前8時30分～午後8時

### 場所

市内4カ所の期日前投票所  
(市役所1階市民ホール、安達支所、岩代支所、東和支所)のうち、どこでも期日前投票ができます。

### 持参するもの

入場券  
※入場券裏面の宣誓書(請求書)欄に必要な事項をあらかじめ記入の上、入場券を持参していただくスムーズに投票ができます。入場券がなくても投票できますが、手続きに時間がかかります。

## 不在者投票

長期出張などで他市町村に旅行・滞在している場合または指定の病院・老人ホーム等に入院・入所している場合は、

不在者投票をすることができません。

不在者投票を希望する場合は、二本松市選挙管理委員会へ事前に宣誓書を提出し、投票用紙等の郵送を受けた上で滞在する市町村の選挙管理委員会です。不在者投票をすることとなります。(指定の病院・老人ホームに入院・入所している場合は、病院等を通して申し出てください、病院等で不在者投票をすることとなります。)

進学や就職で引越したら、住民票を移しましょう

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。進学や就職などに伴い実家を離れる場合等、引越先自治体への住民票の届出が必要です。

### ◎問い合わせ:

選挙管理委員会事務局  
☎(55)5146

## 届け、私たち10代の声!

### はじまる18歳からの選挙



少子高齢化や人口減少社会を迎え、日本の未来を担う若者の力は不可欠です。今回行われる参議院議員選挙から選挙権年齢が引き下げられることにより、二本松市では約1,000人の有権者が加わります。若い皆さんの声を政治に反映させるため、大切な一票を投票しましょう。

### 18歳から投票できます

平成10年7月11日までに生まれた人が有権者です。同級生の中にも誕生日の違いによって有権者でない人もいます。有権者には「入場券」が届きます。

### 投票は当日選挙と期日前投票などがあります

投票日当日に行う「当日投票」や投票日前日に行う「期日前投票」などがあります。期日前投票を行う場合は、投票する時点で18歳を迎えていないのであれば注意してください。病院に入院している場合などは「不在者投票」という制度もあります。



# 平成29年度二本松市職員採用案内

◎問い合わせ…人事行政課職員係 ☎(55)5083

平成29年4月1日に採用する市職員ならびに市任期付職員の採用候補者試験を次により行います。

## ■市職員

採用職種、採用予定人員、主な職務内容および受験資格

採用職種	採用予定人員	主な職務内容	受験資格
一般事務	7人程度	一般行政事務に従事	昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
(身体障がい者)一般事務	1人程度	一般行政事務に従事	次のすべての要件を満たす者が受験できます。 ①自力通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者 ②身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 ③活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)による出題に対応できる者 ④昭和52年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
保健師	1人程度	保健指導等の業務に従事	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者または平成29年3月末日までに取得見込みの者
保育士	3人程度	保育所、認定こども園および幼稚園での保育または幼児教育に従事	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格および幼稚園教諭の免許を有する者または平成29年3月末日までに取得見込みの者(いずれかの資格免許では受験できません。)

**試験の実施日** ・第1次試験 9月18日(日) ・第2次試験 11月上旬  
**受付期間等** ・受験案内(申込用紙)は、市役所本庁、各支所および各住民センターにおいてお渡しします。  
 ・受付期間は、8月1日(月)から8月18日(木)まで、土日祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで、人事行政課職員係で受け付けます。郵送の場合は8月18日(木)の消印のあるものまで受け付けます。

## ■市任期付職員

採用職種、採用予定人員、主な職務内容および受験資格

採用職種	採用予定人員	主な職務内容	受験資格
(身体障がい者)一般事務	1人程度	一般行政事務に従事	次のすべての要件を満たす者が受験できます。 ①自力通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者 ②身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 ③活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)による出題に対応できる者 ④昭和37年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
保育士	8人程度	保育所、認定こども園および幼稚園での保育または幼児教育に従事	昭和37年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格および幼稚園教諭の免許を有する者または平成29年3月末日までに取得見込みの者(いずれかの資格免許では受験できません。)

**勤務形態** 週5日フルタイム勤務 **任期** 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで(3年間)  
**試験の実施日** ・第1次試験 10月23日(日) ・第2次試験 11月上旬  
**受付期間等** ・受験案内(申込用紙)は、市役所本庁、各支所および各住民センターにおいてお渡しします。  
 ・受付期間は、9月1日(木)から9月23日(金)まで、土日祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで、人事行政課職員係で受け付けます。郵送の場合は9月23日(金)の消印のあるものまで受け付けます。



◎問い合わせ：  
 子育て支援課  
 保育所幼稚園係  
 ☎(55)5112

**場 所**  
 市役所1階市民ホール

**日 時**  
 7月24日(日)  
 午前10時～午後3時

職員採用試験の実施に合わせ、保育士就職相談会を開催します。  
 保育士として仕事をするにあたり不安や悩み、雇用条件等の相談を、現場の保育士と子育て支援課の職員が承ります。事前申し込みは不要ですのでお気軽にご参加ください。

**保育士就職相談会を開催します**